平成２９年（フ）第１５号
山口県防府市大字浜方41番地の７　グリーンハイムＢ201
債務者　上田　清人
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２２号
北海道岩見沢市日の出北４丁目15番３－204号　市営住宅１号棟204号室
債務者　寺澤　勝三
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第５１号
釧路市鳥取北９丁目16番13号
債務者　戸澤　一美
1　決定年月日時　平成29年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第５５号
北海道厚岸郡厚岸町若竹４丁目135番地
債務者　若狭　裕一
1　決定年月日時　平成29年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第４０号
北海道帯広市東13条南４丁目１番地　ハイツ瀬野６号室
債務者　相津　一世
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第４１号
北海道帯広市東11条南３丁目１番地　コーポフレンド２－Ｄ
債務者　曽根　聡一
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第６号
山形県鶴岡市日和田町21番74号
債務者　佐藤　三月
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第１０号
新潟県上越市春日新田５丁目18番１号　ハイツ藤井Ａ号
債務者　恩田　綾子
1　決定年月日時　平成29年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第３５号
香川県高松市西山崎町497番地14
債務者　宮武知寿子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成29年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３８号
香川県高松市木太町1445番地　レオパレスＫＩＴＡ110号
債務者　曽我部光功（旧姓岡添）
1　決定年月日時　平成29年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４６号
香川県小豆郡土庄町淵崎甲2228番地
債務者　阿治　　靖
1　決定年月日時　平成29年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４２号
長崎県長崎市西坂町19番３号
債務者　森谷美妙子
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４５号
長崎県長崎市さくらの里１丁目５番６号　パークヒルズ桜の里Ｃ棟202
債務者　村田　寿彦
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２２号
青森県八戸市下長６丁目11番７号　コーポ未希102号、前住所青森県三戸郡南部町大字高橋字高橋53番地４
債務者　高橋　恵子
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第５８号
仙台市太白区長町南１丁目19番26号
債務者　平間　信男
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
仙台市若林区六丁の目中町19番８号
債務者　萱場　　淳
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１２３号
仙台市宮城野区萩野町１丁目18番地の13　ホサカハイツ103、従前の住所仙台市宮城野区宮千代３丁目５番地の20　ＫＳ宮千代Ⅱ－102
債務者　御園　慎一
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係